第一 児童福祉法の一部改正

一 保護者の指導に関する家庭裁判所の勧告等に関する事項

1 家庭裁判所は、 施設入所等の措置に関する承認の申立てがあった場合は、 都道府県に対し、 当該.

立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告することができるものとすること。 (第二十八条

第四項関係)

2 家庭裁判所は、 1による勧告を行った場合において、 施設入所等の措置に関する承認の申立てを却

下する審判をするときであって、 当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であ

ると認めるときは、 都道府県に対し、 当該指導措置を採るよう勧告することができるものとすること

。 (第二十八条第七項関係)

3 家庭裁判所は、 1又は2による勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとするこ

と。(第二十八条第五項及び第八項関係)

一 一時保護に関する事項

1 二月を超えて引き続き一時保護を行うことが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場

合においては、

児童

相談

所長又は都道府県

知事が引き続き一

時保護を行おうとするとき、

及び引き続

き 時 '保護を行 った後二月を超えて引き続き一時 保護を行おうとするときごとに、 児童相 談 所 長 又は

都 道 府県知事 は、 家庭裁 判所の 承認を得なければならないものとすること。 (第三十三条第五 項 関 係

2 児 童相談所長又は都道府県知事は、 1による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合

に お やむを得ない事情があるときは、 一時保護を開始した日から二月を経過した後又は 1によ

り引き続き一時保護を行った後二月を経過した後も、 当該申立てに対する審判が確定するま で 0 間

引き続き一 時 保護を行うことができるものとすること。 ただし、 当該申立てを却下する審判 が あった

場合は、 当該 審判 の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限るも

のとすること。(第三十三条第六項関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

都道府県知事又は児童相談所長は、 児童虐待を受けた児童について当該児童虐待を行った保護者 の同

て、 意の下で施設入所等の措置が採られ、 近をはいかいしてはならないことを命ずることができるものとすること。(第十二条の四第一項関係) 身辺につきまとい、 信の全部が制限されている場合において、 当該保護者に対 Ĺ 又は当該児童の住所若しくは居所、 当該児童の住所若しくは居所、 又は一時保護が行われ、 特に必要があると認めるときは、六月を超えな 就学する学校その他その 就学する学校その他の場所において当該児 かつ、 当該保護者について、 通常所在する場 1 期間、 面会及び通 を定め 所 の付 童 \mathcal{O}

第三 施行期日等

その他所要の改正を行うこと。

施行期日

この 法律は、 部 の規定を除き、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める

日から施行すること。(附則第一条関係)

一 検討規定

政 府はこの法律の施行後三年を目途として、 児童相談所の体制の整備の状況、 家庭裁判所の関与の下

での児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童 相 談

所が採る措置の実施状況その他のこの法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、こ

の法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講

ずるものとすること。 (附則第四条関係)

三 その他、この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、 関係法律について所要の改正を

行うこと。